

第19回岩手県文化芸術振興審議会

日 時：平成26年11月11日（火）

10時30分から

場 所：岩手県庁 12階特別会議室

第19回岩手県文化芸術振興審議会会議録

1 日時

平成26年11月11日（火） 10時30分から

2 場所

岩手県庁 12階特別会議室

3 出席者

(1) 委員

佐々木民夫会長、菅野洋樹副会長、上田吹黄委員、木村敦子委員、工藤良裕委員、見年代瞳委員、齋藤桃子委員、坂田裕一委員、佐藤由紀男委員、滝沢昭子委員、柴田和子委員、藤沢清美委員、山本玲子委員、渡辺靖委員

(2) 県

風早環境生活部長、津軽石環境生活部副部長、鈴木若者女性協働推進室長、千葉NPO・文化国際課長
松下生涯学習文化課総括課長、佐々木生涯学習文化課特命参事兼文化財課長、細越世界遺産担当課長

4 議事

- (1) 岩手県文化芸術振興指針改訂版のパブリック・コメント案について
- (2) パブリック・コメント及び地域説明会の実施について
- (3) その他

1 開 会

○千葉NPO・文化国際課長 それでは、皆様お集まりでございましたので、ただいまから第19回岩手県文化芸術振興審議会を開催いたします。

私、NPO・文化国際課長の千葉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日ご出席いただいている委員の皆様は15名でございます。委員総数16名でございます

ので、定足数を満たしてございます。岩手県文化芸術振興基本条例第24条第2項の規定によりまして会議が成立していることをご報告申し上げます。

なお、新田満委員でございますけれども、ご都合によりご欠席ということでご連絡をいただいております。

2 環境生活部長あいさつ

○千葉NPO・文化国際課長 それでは、開会に当たりまして風早正毅環境生活部長からご挨拶を申し上げます。

○風早環境生活部長 皆様、おはようございます。環境生活部長の風早でございます。本日は、委員の皆様方大変お忙しいところ、本年度3度目となります文化芸術振興審議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろ皆様には本県の文化振興施策の推進に当たりまして、格別のご指導、ご協力をいただいておりますことに改めて感謝を申し上げさせていただきます。

前回は、夏、8月の開催でございました。前回の開催のときには、その当時、進めておりました改訂作業の概要と全体のイメージ事務局案についてお示しをさせていただき、皆様方からご意見をいただいたというところでございます。

その後9月には、県内6カ所において市町村、そして文化芸術団体との意見交換を行いまして、それぞれの地域、団体にある課題などを直接お伺いしたほか、文化芸術に関する意識調査のアンケートも集約させていただきました。本日、その内容についても素案に反映をさせていただいております。

本日は、指針全体にわたる主な現地での改訂の概要と、岩手県文化芸術振興指針（改訂版）の素案についてご報告を申し上げ、皆様方からご意見をいただければというふうに考えております。

限られた時間ではございますが、皆様方からさまざまな観点で忌憚のないご意見をいただき、ご審議をいただければと思っております。本日は何とぞよろしくお願いいたします。

3 議 事

- (1) 岩手県文化芸術振興指針改訂版のパブリック・コメント案について
- (2) パブリック・コメント及び地域説明会の実施について

○千葉NPO・文化国際課長 続きまして、議事に入ります。

以降の進行は、佐々木会長にお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○佐々木民夫会長 それでは、会議の次第によりまして議事を進めてまいりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

3、議事の（1）ですが、岩手県文化芸術振興指針改訂版のパブリック・コメント案についてということで、まず事務局より説明をお願いいたします。

○千葉NPO・文化国際課長 それでは、説明いたします。

資料1をご覧いただきたいと思います。恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。A3のカラー印刷のものでございますので、ご覧いただきたいと思います。こちらの資料ですけれども、前回審議会にお配りした概要図、それを1枚にまとめたものということでございます。

前回お示しした概要図から追加の箇所が1点ございます。右側の上のほうをご覧いただきたいのですが、4、指針改訂の基本的な考え方の欄でございます。（2）に社会経済情勢の変化や県の施策等の反映というところがございますけれども、④、国際リニアコライダー（ILC）の誘致というものがございます。7月に実施いたしました県文化芸術コーディネーター会議、それから9月に実施いたしました市町村との意見交換などにおきまして、海外からいらっしゃる研究者、その家族の方々への文化芸術情報発信、それから交流進展などへの期待を考慮しまして、ILC誘致についても掲載したほうがよいというそういったご意見がございましたので、今回追記をさせていただいたということでございます。そのほかについては、特に変更などございません。

次に、資料2をご覧いただきたいと思います。A4の1枚物でございます。前回の審議会においても、委員の皆様からさまざまなご意見をいただきましたけれども、その中の幾つかについてご説明をいたします。

まず一番上、項目の1、指針の全体構成に関することという欄でございますが、指針改訂版においても策定の目的についての記載を失わないでいただきたいというご意見がございましたので、指針改訂案においても、第1章において策定の目的というものを記載するというようにしてございます。

続いて、中ほど、項目の3、主な施策方向（1）の一番上の欄でございますけれども、県の施設の役割についても記載する必要がある。あるいは施設側から積極的にアウトリーチをしていくといった考え方が重要であるというご意見がございました。

対応方向の欄には、引き続き検討あるいは県立美術館によるあーとキャラバン事業の実施といった記載がございますけれども、指針の改訂案におきましては、このアウトリーチの考え方を取り入れまして、施策方向の内容に県立美術館、県立博物館による県内各地での普及活動といった項目を追記しているということでございます。

次に、裏面をご覧いただきたいと思いますが、一番下、項目の6、県民が一体となった文化芸術の振興についてという欄でございますが、各市町村において指針を策定することを盛り込むべきといったご意見でございますけれども、これにつきましては今後市町村との会議の際、例えば来年度から本格的に行っていく文化芸術活動支援ネットワークなどの会議の際においても、市町村の指針策定に関する情報交換などを行っていくということと対応していきたいというふうに考えてございます。

続いて、少し飛びますが、資料の6をご覧いただきたいと存じます。資料の6は、文化芸術に関する意識調査アンケート結果というものでございますが、これも前回の審議会でご紹介いたしましたけれども、ことし7月に県民の皆様を対象に文化芸術に関する意識調査を実施したところでございます。ここでは、概要とアンケート結果から得られました傾向などを説明させていただきたいと存じます。

まず、2ページをご覧いただきたいと思います。2ページの上、設問3、「文化芸術鑑賞・活動上の支障は」というところでございます。次代の文化芸術の担い手、後継者の育成が十分でないですとか、催し物や活動についての情報が少ない、見つけにくいといった回答が多くなってございます。

次に、3ページですけれども、設問の5と6につきましては、それぞれ鑑賞と活動に関する情報入手手段についてお伺いしているものということでございます。これらの2つの設問に対する回答結果については、3点ほど特徴がございます。

1つ目ですが、ラジオとかテレビ、それから新聞、雑誌、チラシ、ポスターの3つが鑑賞及び活動の両方における主な情報入手手段であるということ。

それから、2つ目ですけれども、ホームページ、ブログ、SNS、携帯のサイト、アプリなどの、いわゆるインターネット関連の情報入手手段について鑑賞及び活動の両方において今後の充実を望むといった期待値が高くなっていること。

それから、3つ目ですけれども、活動に関する情報入手手段、下の設問の6でございますけれども、特に県、市町村の広報誌と回答した数が多いということが挙げられるということでございます。

続いて、4ページでございます。例えば下の設問8ですけれども、平泉の情報発信、普及に必要な取り組みについてお伺いしているものということでございます。最も多かった回答は、学校教育における平泉文化の継承への支援ということですが、この回答以下、5位までの回答項目にあまり差がない状況ということでございます。

このことから、平泉文化の継承支援、情報発信への支援、普及活動者のネットワークづくりなど、特にソフト、人的基盤の充実化が望まれている状況であることがおわかりいただけるかなというふうに思います。

また、このほか4ページの上の設問ですと、震災後における文化芸術復興支援策について、5ページにおきましては、若者の文化芸術への参加について、行政のサポートはどのようなものが必要かといった設問がございます。

これらの各設問における回答ですが、次世代育成、伝統芸能などへの参加促進、若手芸術家などの育成といった、いわゆる活動者、人の育成にかかわるものが総じて多い傾向というふうに読み取れるということでございます。

次でございますが、資料の7をご覧くださいと存じます。これは意見交換のものでございますが、今年9月に県内各地で開催いたしまして、延べの人数でございますが、99団体、121人の方々にお集まりをいただいたところでございます。

2ページから6ページまででございますが、出席者の方々からいただいた主なご意見を項目ごとにまとめたものとなっております。

また、網かけの部分でございますが、特に意見の多かったものということでございまして、主なものを申し上げますけれども、2ページの一番下でございます。被災地の中でも文化芸術の振興または復旧に対する考え方が地域、人によって差がある、温度差があるといったご意見、それから4ページの中ほどでございますけれども、3カ所ほど網かけしてございますけれども、どの地域においても参加者、活動者の高齢化、若者、働き盛りの参加者が少ない、活動者や活動団体の減少といったご意見が寄せられてございます。

次に、5ページですけれども、5ページは特に郷土芸能における指導者不足、郷土芸能の伝承に係る危機感、学校行事や部活動と芸術活動の両立の難しさに関するご意見が多いものと思います。

最後に、6ページでございますけれども、一番上でございます。今回各地域で意見交換会を実施するに当たり、そもそも各地域において文化芸術の関係者が集まり、議論や情報交換をする場がなかなかないといったご意見も多く見受けられました。

以上、アンケート結果、意見交換会の意見の概要などを簡単にご説明いたしましたけれども、これらの内容につきましてはこれから説明いたします改訂指針案に反映するものとしてございます。

資料1と2、それから6と7に関する説明は以上でございます。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。今、最後にお話ありましたように、ただいまの資料説明はこれからこの後入っていく素案への概形といいたししょうか、どういう成り立ちになっているかという背景も含めて、今まで取り組んできたことをご説明いただきましたが、ただいまのご説明につきまして委員の皆さんのほうからご質問等、ご発言ありましたらお願いします。

「なし」の声

○佐々木民夫会長 よろしいでしょうか。それでは、この後でまた出たときに今までの資料についての振り返ってのご質問等があった場合には、そこで出していただくということにいたしまして、続きましてパブコメ案の説明に入っていただけますでしょうか。

では、事務局のほうからお願いいたします。

○千葉NPO・文化国際課長 それでは、資料の3をご覧くださいと思います。

「文化芸術振興指針（改訂版）」（素案）の主な改訂概要という資料でございますが、これは現行指針からの主な改訂部分を抜き出しまして、第1章から章ごとにまとめたものということでございます。ご覧いただけますと、各改訂項目のところページが振ってございますけれども、このページ番号は資料4の全文新旧対照表の該当ページということでございます。

2ページをご覧くださいと思います。中ほどのⅢ、3章です。各分野の目指すべき姿と課題の解決以降には下線が引いてある箇所がございますけれども、これは前回審議会以降に加除修正を行った部分ということでご覧いただきたいと思います。

この資料3だけですと改訂のイメージがなかなかつきにくいと思いますので、これから資料4、A3のサイズの全文新旧対照表を使いまして、改訂の中身を説明させていただきますと存じます。

済みませんが、資料の4をご覧くださいと思います。まず、1ページの表紙の下に記載がございますけれども、この新旧対照表におきまして、下線部分は現行指針からの改訂箇所を示すもの、それから網かけ部分は、今回初めてお示しする改訂箇所及び前回審議会でお示した改訂部分からの変更箇所を示しているということでご覧いただきたいと思

います。

また、各ページの中心部分は改訂案の欄になってございますけれども、この改訂案の記載事項そのものが資料5の指針改訂版（素案）の冊子というものでございます。

それでは、第1章から順に主な改訂箇所について説明をさせていただきます。2ページをご覧いただきたいと存じます。この2ページから5ページまでですけれども、指針の位置づけなどを説明している第1章となっております。2ページの中ほど、(1)、指針策定の目的でございますけれども、岩手の文化芸術、条例制定時の考え方などを踏まえまして、策定の目的を改めて整理し、記載をさせていただきました。

その下、(2)、指針改訂の経緯と趣旨ですけれども、これが5ページまで続いてございます。この部分では、今回の指針改訂における3つの考え方、1つは過去5年間における主な取り組み成果と課題を踏まえた改訂、2つ目、4ページになりますが、社会経済情勢の変化等の反映、それから同じく4ページの一番下になりますが、審議会と県民意見の反映というものについて説明をさせていただいております。

また、少し飛びまして、8ページをご覧いただきたいと思います。この8ページ、9ページでございますけれども、条例の前文、これを説明しているというのが第2章になります。条例制定後、この前文の改正はなかったために、基本的にこの章の内容は改訂してございませんけれども、冊子ではメリハリをつけるため、条例の前文からの引用箇所をゴシック体で記載する予定としてございます。

続きまして、10ページをお開きいただきたいと思います。この10ページから20ページまでが第3章ということでございまして、文化芸術各分野の現状と課題などを説明している章ということでございます。

この第3章から第5章につきましては、前回の審議会におきまして既に改訂イメージを説明してございますので、ここから先は主に前回の審議会後に行った改訂部分について説明してまいりたいと思います。

この第3章ですけれども、先ほど申し上げたアンケートの調査結果、それから意見交換会での意見を反映させて、26年度現在における現状と課題となるよう改訂を行っております。

例えば10ページですけれども、ここでは、芸術、芸能の現状と課題について記載しております。中ほどのアというところをご覧いただきたいのですが、公演や活動についての情報が少ない、見つけにくいといった事項についても、各地域での公演、活動してい

るサークルの情報が見当たらないですとか、芸術作品の鑑賞に当たっては見どころがわからないといったご意見を参考に改訂した部分ということでございます。

続いて、14ページになります。こちらは、伝統文化の現状と課題の記載ということでございまして、上から2つ目のエでございませけれども、指導者の技術などを受け継ぐ世代の活動者が少ないですとか、進学や就職による人口流出により活動者が減っているといったご意見を参考に改訂を行ってございます。

次は、4章のところに参加しますが、21ページをご覧いただきたいと存じます。この21ページから37ページまでが第4章ということでございまして、主に4つの施策方向を説明している章ということでございます。

この章におきましては、多様化する情報発信手段、手法への対応、それから被災地における文化芸術復旧の支援など、先ほどご覧いただきました資料1においてお示ししております9つの主な取り組みの方向性（修正・見直しの観点）を反映させた改訂というものを行ってございます。

例として申し上げますと、24ページ、25ページでございませけれども、こちらは施策方向（1）の日常生活を豊かにする文化芸術の発信というものについて記載してございまして、24ページの下、イの施策方向のポイントの①の部分、こちらには平泉の文化遺産に係る情報発信について追記をいたしました。

それから、次の25ページ、中ほどのウの内容のところですがけれども、下のほうの③、④では、県内外への情報発信力の強化に基づいた施策の内容、それからその下の⑤につきましては、多様化する情報発信手段、手法への対応に基づいた施策の内容を記載してございます。

それから、28ページですがけれども、ここから30ページまででございませけれども、施策方向（3）の豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援についての内容を記載しているところでございます。

28ページの中ほど、イの施策方向のポイントのところをご覧いただけますけれども、③と④では、伝統、生活文化への次世代への確実な継承に基づいた改訂というものを行ってございます。

それから、その下、⑤ですがけれども、被災地における文化芸術復旧の支援に基づいた改訂を行っております。

それから、次の29ページですがけれども、ここでは施策方向の具体的な内容を説明してご

ざいまして、中ほどの⑧については、前回審議会でご意見のございましたアウトリーチの考え方にに基づきまして、県立美術館、県立博物館による県内各地での普及活動をプラスさせていただきます。

それから、次の30ページの上のほうですけれども、⑮から⑰についても被災地における文化芸術復旧の支援に基づいた施策の内容となっております。

それから、38ページをご覧いただきたいと思います。この38ページから42ページまでが第5章ということでございまして、この章では第3章と第4章の内容を受けまして、5年で達成すべき目標と実施効果の評価を説明している章ということでございます。

この第5章でございますが、第4章までの改訂内容を考慮いたしまして、目標や評価項目を整理、追加するという改訂を行っております。

具体的には、39ページをご覧いただきたいと思います。この39ページと40ページでございますが、4つの施策方向ごとに5年で達成すべき目標を設定した内容となっておりますけれども、39ページの上から3つ目の四角囲みのところ、こちらは施策方向（3）に対応した目標が記載されておりますけれども、上から5つ目、6つ目の丸の目標は、平泉遺産に対する理解と関心、被災地における文化芸術復旧の支援に対応するものとしてプラスしたものです。

それから、次の40ページ、一番上の四角囲みのところ、上から3つ目の丸ですけれども、これは施策方向（4）に対応するもので、文化芸術活動支援ネットワークの形成に関する内容、文化芸術以外の分野との協力、協働に関する内容を追記したということでございます。

次に、40ページから42ページに記載しております各評価項目でございますけれども、第4章までの改訂を考慮し、項目を新たに加える、それが1つ目。2つ目が、内容が重複している項目は整理統合する。3つ目は、測定が不可能なものは削除するといったような考え方で改訂を行っております。

40ページの中ほどに、ア、岩手の文化芸術に関するホームページというものがありますけれども、これは多様化する情報発信手段への対応に関するものとして新たに加えたものでございますし、次の41ページの中ほど、主な施策方向（2）のウの項目でございますけれども、現行指針の欄の3）と4）で聞いている参加者数と団体数について統合したものとなっております。

それから、43ページから47ページのところが骨子となっておりますけれども、こちらは5章までの改訂内容に合わせてそのまま機械的に記載内容を改訂したものであるということ

ございますので、説明は省略させていただきます。

以上が資料4の説明になります。

最後に、資料の5でございます。これは、先ほども申し上げましたとおり、資料4の新旧対照表の改訂案の部分をそのまま冊子にしたものということでございまして、これは12月に実施予定のパブリック・コメント、それから地域説明会でお示しするものということで考えてございます。

お聞きいただくと、画像とか写真が入っていますけれども、現段階で製本のために暫定的に使用しておりますけれども、本文の内容に合わせて選定したものでございまして、本文の後ろの54ページ以降には、資料1から資料3として、文化芸術振興基本条例、それから文化芸術に関する意識調査の結果、県の施策に関する県民意識調査などの結果、これを掲載してございます。

また、最終的に指針改訂版の冊子を作成する際でございますけれども、資料4から資料6として、皆様方審議会の委員の名簿、それから今年度の指針改訂案の審議結果、それからパブリック・コメントの結果の概要というものをあわせて掲載する予定というふうに考えております。

以上、長くなりましたけれども、指針改訂版の素案、パブリック・コメント案についての説明ということでございます。よろしく願いいたします。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。大部な資料4という分厚なものでございまして、今ご説明いただきました。これからの予定で、限られた時間ですので、11時30分ぐらいまで今説明いただきました素案、それからパブコメ案として何をするかという資料5も含めて委員の皆様からご意見等を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、時間の制約がありますので、できるだけ多くの委員の方々からご発言いただければと思っておりますので、ご発言の際は簡潔に、手短によろしく願いたいと思っております。

それから、私が申し上げるまでもなく、これはガイドラインということですので、個別具体的な計画ということではなくて、まさに指針という形の観点でこれから5年間、文化芸術振興をどんな形でつくっていったらいいかという点でご発言いただければと思っております。よろしく願いいたします。

いかがでしょう。どうぞ、ご遠慮なく。それから、先ほど説明があったように前回の審議会での委員の皆様方のご意見がどう反映されているのかというところも確認していただ

きながらご発言いただければと思います。

では、木村委員、お願いいたします。

○木村敦子委員 前もっていただいた資料を拝見して気になっていたのですが、何回も出てくる言葉で、「県文化芸術コーディネーター」という言葉があるのですけれども、例えば27ページの改訂案の上のほうにある図、あと31ページの図、全て文化芸術コーディネーターが中心となってネットワークを形成していくというような図式になっています。この文化芸術コーディネーターというのは具体的にどのような基準で選定され、また結構責任の比重が大きく、かなり重労働となるような役目なのですけれども、これはどのような対価を支払っていくのかとか、その辺、具体的な素案は何かあるのでしょうか。

○佐々木民夫会長 では、その点、内実にかかわってきて、今までもあったわけですが、ご説明いただきます。

○千葉NPO・文化国際課長 基準というと、明確にこういうことという非常に厳しいのですけれども、各圏域に置くということがようやく叶いまして、4つの区域で置いています。地域で言うと、県で置いている広域振興局というものが盛岡と奥州市と、それから久慈、釜石に、大体圏域とすれば盛岡周辺、それから県南部、沿岸と県北というような形で4つで置いているのですけれども、その中で中心的に文化芸術活動を担っていただけるNPOの方とか、そういったような方々にお願いするというところで現在お願いしているところがございます。後ほど担当者から、どういった声があるとか、どういうふうな活動しているというのは具体的に申し上げますけれども、県としてはその方々に些少ですけれども、報酬をお支払いして活動していただいていると。ちょっと額まで申し上げなくていいですね。額までは、そんなにたくさんのお金ではないですけれども、お願いをいたしまして活動しているということでございますので、少し活動の具体的なところを担当者からお話しさせますので、お願いいたします。

○吉田若者女性協働推進室文化振興担当主査 事務局を担当しています若者女性協働推進室、吉田と申します。県の文化芸術コーディネーターでございますが、まず鑑賞者の方々から、県民の方々から公演あるいは地域の中でどのようなものが行われているかといったような問い合わせへの回答、あるいは活動者から開催、公演場所等の相談などがあった場合に、こういったホールがあるよ、あるいはこういったやり方があるよといったようなアドバイスを行って活動者、鑑賞者ともに円滑に文化芸術活動が行われるようなアドバイスなどを主に行っているのが文化芸術コーディネーターになっております。

○佐々木民夫会長 よろしいですか。

○木村敦子委員 一応、ちょっとネットでも調べてみたのです。検索してみたのですけれども、そうすると坂田さんと、あともう一人沿岸の方ぐらいのお名前しかぱっと出てこなくて、どこに行けば会えるのかなと、率直に私がもし何かやろうと思ったときに誰に相談していいのかがちょっとわからなかったのです。これから整えていくということなのですが、その辺をどのように一般の方々に周知するのか、「この人に行けばいいよ」というような窓口をどのようにつくっていくかということが結構重要なのかなと思いました。

以上です。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

齋藤委員、お願いします。

○齋藤桃子委員 同じくこの県文化芸術コーディネーターの件なのですが、私が所属します岩手町立石神の丘美術館では、先日まで「高橋克彦一人六人展」という展覧会をさせていただきまして、この展覧会の関連行事として、高橋克彦さんの原作の小説の朗読劇を実施したのですが、このときいわてアートサポートセンターさんにお世話になりまして、文化芸術コーディネーターさんという方と、私もこのとき初めて名刺交換をさせていただいてお願いをしたのですけれども、とても的確かつ丁寧な仕事をしていただきまして、朗読劇を2回実施させていただいたところだったのですけれども、私も同じように実際にお顔を拝見するまで、文化芸術コーディネーターという存在がどういうものであるのか、あるいはどういう仕事をしてくださるのか、どこに連絡をすればいいのかというのは、顔が見えてこないといえますか、実際に具体的にどうしたらいいのかというのがなかなかわからないような状況で、今回一緒にお仕事をする機会に恵まれまして、とても美術館としても美術館単独ではできなかったような企画を実施することができまして感謝をしているところです。この指針においてもどこか県文化芸術コーディネーターというのはこういうものである、この5年間の成果としてこういうことがあったのだということを一度どこかに記述としてまとめられることがあったらいいのではないかというふうに1つ思いました。

また、これからのことになるかと思えますけれども、私どものような小さな少人数でやっている文化施設にとっては、なかなか自分たちの発想だけでは手に届かないものがたくさんありますので、実際にここに相談に行けばより幅の広がった内容の深まったことができるのだよと、こういうところに相談に行けばいいのだよというところを本当に小さな文化施設まで周知をいただけると、より活動の幅が広がっていいのではないかというふうに

感じております。よろしくお願ひいたします。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。事務局から何かございますでしょうか。

○千葉NPO・文化国際課長 ありがとうございます。具体的なお話までしていただきありがとうございます。もともとこのコーディネーターというか、県で文化芸術の活動をするということに当たって、ずっと何年も何年も課題になっておりましたのが、やっぱり発表の場がなかなかないということと、それから担い手の方の問題、それから派生するネットワークがなかなかないというようなことがずっと課題として挙げられておりました、それを役所の中だけでも解決できないので、コーディネーターという方々をお願いして、そういった地域の課題というか、文化芸術の取り組みに係る課題を解決していこうではないかということで始めたものでございますけれども、なかなか県としても周知のところがうまくいっていないというのはそのとおりだと思いますので、今のようなお話を受けて、少し周知活動をしっかりやらせていただいて、そしてその方々を中心に地域を引っ張っていただいて、そういった役割を少し担っていただくのかなというふうに考えてございますので、今のお話を踏まえて県としてもしっかり取り組んでいきたいと思ひます。もしよろしければ、坂田委員にもお話をいただければと。

○佐々木民夫会長 では坂田委員、お願ひします。

○坂田裕一委員 この委員では、私の団体と、きょう欠席ですが、新田委員の団体が文化芸術コーディネーターの委嘱団体になっておまして、本当に最初委嘱されたばかりのときは何をしたいかわからないというのが本音でございました。アドバイザーなのか、コーディネーターなのかといたら、やはり比重としては最初はアドバイザーのほうの比重が多かったなというふうに思ひます。

ただ、震災後いろんな活動をやっている、アドバイザーというだけでは多分この文化芸術コーディネーターとしての期待される役割を担い切れないのではないかなというふうに思ひて、より積極的にコーディネートするということが必要かなというふうに思ひているところです。

特に私もこの指針に関するヒアリングに沿岸各地を同行させていただきましたけれども、ネットワークの形成というのが非常に多くの方からご意見が出されておられます。コーディネーターというと個人というふうに考えがちなのですが、団体委嘱というふうな形でやっております。それはなぜかという、団体のほうが音楽、演劇、舞踊、美術等の諸般の文化芸術によりかかわっている人を多く取り込めると、1人の限界というのが非常に狭

いというふうに思っております、団体で委嘱を受けているわけなのですが、その団体の人材を積極的に活用する中でコーディネーターとしての役割を担い、今後はネットワークの核になっていければいいなというふうに考えております。

具体的なところでは、主に私のところは東京からの問い合わせが結構多いです。岩手で公演したいとか、岩手の人材を紹介してほしいとかという東京からの相談事が多いです。

それから、なぜかやはり地元は、若者は多いのですけれども、高齢者は、高齢者という表現は悪いですね。ベテランからの相談というのは余りないです。だから、今回ヒアリングで高齢化等、後継者不足というのが浮き彫りにされましたけれども、コーディネーターのほうには余り現実的には上がってきていないというのが今までの状況です。その溝を埋めたいというふうに思っています。

以上です。

○佐々木民夫会長 よろしいでしょうか。

では、上田委員。

○上田吹黄委員 今話題になっている件に関して、石神の丘美術館の齋藤さんのお話を伺って思うところなのですけれども、新規に文化芸術コーディネーターというそういった制度を立てておられますが、もともと既存の博物館施設、そこに存在している専門職の学芸員という方たちは、そもそも文化芸術の業務の運営企画等も行っていく、本当に専門知識を持った存在でありますので、新たにコーディネーターを育成する前に、そういった人材をフルに活用していくということがすごく重要だと思うのです。ですから、こういった美術館、博物館でやり切れない部分をお手伝いいただいたというふうな話もありましたところで思いますのは、やはり博物館との協働といいますか、連携ということを強くうたっていただきたいなというふうに考えました。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。よろしいですね。

では、藤沢委員、関連の形で。

○藤沢清美委員 5年後に変わったなと県民が感じられるかどうか。最初に出されたときもすごく期待を持ったのですが、余り感じなかったというのが実感なのです。このまま行くとまた同じようなことを繰り返すような気がしてならないのです。今回の指針では、コーディネーターが非常にクローズアップされて、役割も大きいと思いますが、市町村の教育委員会では文化芸術も担当しております、特に民俗芸能、伝統芸能はそこが管理、指導している状況なのです。指針は県がつくるのですが、施策を実践に移す場合にどのよう

に市町村に徹底してやっていくのか、具体的な方策。県民にもそれを周知させなければならぬのですが、そういう周知徹底の方法を伺いたい。

特に少子高齢化というのはやっぱり現実の問題で、いろいろ波及しています。例えば小学校が閉鎖になって、ある民俗芸能が途絶えたとか、これはあり得る話でありまして、どうにもならない人口動態でございます。そういったものもこの指針の中には何か入っていたかな、私はちょっと記憶にないのですが、そういう現実の問題と、高齢化で指導者が云々という問題もあります。そういう世代を全て網羅した振興というものも図るべきではないかなと思います。

それから、いろんな施策が出ていますが、例えば担い手、それから支え手、どちらも発展させていくことが盛られておりますけれども、公演の回数をふやすと云うたって予算の問題もありまして、全体的にこの指針に基づいた県の予算はどの程度盛り込むつもりなのか、変わらないのか。金がなければできないということではないのですが、しかし実際問題やるとすれば絶対ある問題なのです、課題なのです。その辺あたりも大きくこうするというのであればお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○佐々木民夫会長 では、ちょっと整理させていただきますと、お三方のほうからこの指針に盛り込まれている岩手県文化芸術コーディネーターというところについて、3人の委員からご意見がございました。非常に貴重なご意見がございました。県のほうからも説明ありましたように、多分皆さんのお気持ちとしては、この指針において、岩手県文化芸術コーディネーターの役割と申しましょうか、そここのところの明記をきちんと、することと同時に、さらにそれをもって今後実際に計画を立てるときに、どうその機能を周知させながら連携を図っていくのかと、図っていただきたいということが委員の方々のご希望というか、ご要望だろうと思います。

指針を見ていただければわかりますように、あるいは9月に行ったさまざまな集まりでも連携というか、業種というか、さまざまなのを超えて一種のコミュニティみたいなものが求められているのかなと。それぞれの鑑賞者もそうですけれども、制作のほうでもいろんな団体がありますけれども、それをつなぐもの、それらの人たちの集まり、コミュニティという言葉はここに使われていませんけれども、いろんな話し合いの場が必要なのだろうと。そういうときにこのコーディネーターという役割をより指針の中で明記しながら、さらに実際の活動のところにきちんと位置づけて機能を強化すると。その場合、上田委員か

らありましたように既存の、さまざまな専門職である学芸員の方たちとのかかわりも出てくるといふふうに具体的には踏み込んだことかと思っておりますので、その点は指針をこれから具体化するときににおいても少し考えていただければと思っています。そんなことでよろしいでしょうか。

それから、今藤沢委員のほうから、指針だけれども、裏づけとして支援としても財政的なものはどういふふうに今時点で考えているかという非常に高度なご質問がございましたが、これに対してご説明いただけますでしょうか。

○千葉NPO・文化国際課長 いろいろありがとうございます。まず、市町村の話があったかと思っておりますけれども、資料の2の中でも市町村においても指針の策定というようなご意見がありまして、今後市町村とさまざま意見交換をやっていくことにさせていただいておりますけれども、やれといふふうにはっきり県が申し上げるということもなかなかできないものですから、そもそもこういった文化芸術活動に関する話し合いといふか、協議といふか、いろんな県とか市町村とか実際に実践されている方々で集まった中でも、こういった集まって話しする機会というのは非常に貴重だねというような声もいただいておりますので、そういった機会をまず県としてもしっかり持たせていただきながらやっていければなと思っております。

それから、もう一つは、なかなか答えづらい質問で、予算のお話をいただきましたけれども、予算に関しては条例の中でも必要な財政上の措置をとれと書いているということでありまして、県としてもソフトパワー戦略も打ち出しておりますから、今後も非常に重要な施策であるといふふうに考えておりますけれども、一方で県の財政を見ると非常に厳しいというのも一方であります。ですので、県の予算をかけるべきものと、それから予算はかけなくても地域運動的に広がりを持たせられるものとか、あるいは既存の文化資源を活用して引き出していくといったようなものもあると考えています。

実際に新しい予算でいくと、実は今週末に、後でご説明しようと思ったのですが、チラシをお配りしているかと思っておりますが、いわて若者文化祭というチラシを入れてございますけれども、今年初めてですけれども、今週の15日、16日、若者文化祭というような催しもやるということにしておりまして、この中では例えば伝統芸能に関する出演も行われるとといったようなこともございますので、予算としてはこれが新しい予算、大体予算額で言うと1,000万円弱の予算ですけれども、そういったようなものを行っているというのが今のところの状況でございます。

○佐々木民夫会長 よろしいでしょうか。藤沢委員のご意見については受けとめてお願いします。

それでは、続きまして山本委員お願いいたします。

○山本昭彦委員 コーディネーターの話の続きになってしまうかもしれないのですが、この資料4の40ページなんかにもありますが、文化芸術以外の分野、観光、教育、福祉などの兼ね合いといいますか、連携といいますか、それがこれから大事ではないかなど。今高齢化の話も出ていましたし、子供も少なくなっていることもありますし、文化のみに限ってしまうということにはなかなか難しいところがあると思うので、現実的には観光との結びつきなんかが重要ではないかなと思うのですが、それを今のお話に出ていたコーディネーターに委ねてというか、期待するのか、あるいは委ねていいのか。あるいは県としてさらに何か観光と文化をつなげるような方策を考えていらっしゃる、あるいはこれに盛り込むご予定があるか、そういうことを伺えたらと思って、ちょっとつけ加えさせていただきました。

○佐々木民夫会長 では、事務局のほうでお願いいたします。

○千葉NPO・文化国際課長 ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。コーディネーターの方々にも活動していく中で、文化芸術よりもちょっと外寄りぐらいのところまでは守備範囲を広げてやっていただくというのがいいのではないかなと思います。観光にどっぷり行くところまでは考えておりませんが、観光側からは観光側からのアプローチをしていただくというのがいいのかなと思ってございますので、県でもさまざまな計画、指針を持ってございますので、その中で関係課で相談するということはやらせていただいております。

あとは、情報発信の仕方としては、例えば県では「いわての文化情報大事典」というサイトを持ってございますので、そちらの中で発信していくといったようなこともありますし、あとは取り組みの中では、例えば教育委員会の中でつくっている岩手の教育振興という計画がございますけれども、その中にはライフステージごとの教育とか文化芸術に対するかかわりというようなものを書いていまして、子供の世代にはこんな取り組み、それからお年をとられて活動するには例えば次世代の育成とか、地域における文化芸術活動の支援をお願いしますといったような記載も計画の中で書いたりもしているものですから、今お話しいただいたとおり、関連するようなジャンルとの連携とか、それから各世代による取り組みとか、そういったところにもしっかり配慮しながらやっていければと思います。

いったものは、やっぱり学校教育との連携というものが非常に重要だと思います。

もう少し学校のカリキュラムの中にこういったものを取り入れていただく具体的な施策といったものをこの指針にも盛り込んでいただきたいというのが私の思いでございます。例えば茶道というのは何か窮屈なものという印象で、本当に子供たちというのは、その親にしてもそうなのですけれども、ほとんどそれはおばあちゃんたちがやるものというふうなイメージがあります。ところが、小さいうちから茶道のようなものを行っている、流儀、お作法だけではなくて、本物のお道具に触れることができるわけですね。そこに陶芸あり、漆芸あり、それからお軸、書といったもの、そういった本物に子供のころから触れさせるということは、やはりこういった茶道、華道、書道というのは非常に日本のこれからの人間育成ということに関しても重要なことになってくると思いますので、先ほどお話ございました放課後の利用とか、いろいろな部活ですね。スポーツばかりではなく、文化活動といったものについてもそういったことを、県からの強くは言えないというようなことはわかりますけれども、施策の指針の中に盛り込んでいただきたいと思います。

○佐々木民夫会長 では、今菅野委員、それから柴田委員からも先ほどからも出ているように、私が言うことではないけれども、多様な文化芸術というのをカテゴリー区分と同時に横串といいましょうか、もっと裾を広げた中でコーディネートという言葉もシンボリックにあるように、岩手県全体として少子化も含めた広大な地域の中で、ネットワークという言葉が出ているのですけれども、どうつないでいくのかというところが多分、今、委員の方々から出た言葉だろうと思うのです。

言ってみればコーディネーターという場合も、その指針の中の位置づけ、機能の持たせ方みたいなものも含めて少し分厚くやっていただきたいと。それらと教育委員会との絡みも出てくるだろうと。かなり難しいことかと思えますけれども、この指針の盛り込み方についてご要望があったということですが、今の段階で何かございますか。

○千葉NPO・文化国際課長 ありがとうございます。指針の中でも、例えば学校とか企業とか地域の役割というのを役割分担の中できちんと書き込んでいこうということは工夫しようと思っているのですけれども、おっしゃるとおり文化芸術は非常に子供たちにとっても大事なものだというのはもうそのとおりでございます。ですので、そういったところをきちんと、言葉にどう表現するかというのは非常に難しいところではございますけれども、そういったところはできるだけ今のご発言を盛り込んでいけるようにしたいと思います。

ただ、一方で、学校現場の立場に立って考えますと、学校にこういった要望というのはいっぱいありまして、例えば情報教育やってくれとか、環境教育やってくれとか、健康教育も大事だというふうな話で、さまざまな多種多様なところで学校教育の中で取り入れてくれという話がありまして、子供たちも実はカリキュラムの中でそれを受け入れるというのは結構大変な部分ではあるのですが、ただ既存の教科の中で工夫するとか、例えばふるさとを知る教育の中で考えてみるとか、いろんなやり方があると思うので、そういったところも教育委員会とよく相談しながら指針の中に盛り込んでいけるところは盛り込んでいきたいと、そのように考えております。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。今たまたま教育の場ということですが、松下課長のほうから一言、指名してあれですけれども、お考えを述べていただきたいと思えます。

○松下生涯学習文化課総括課長 生涯学習文化課の松下でございます。今柴田委員からご指摘のございました学校との連携ということで、非常に重要な視点だとは思っております。ただ、一方で今説明ありましたけれども、学校もさまざま求められているものがいろいろございますので、カリキュラムにそのまま位置づけるとかと書くのはなかなか難しい部分があるかなとは思っておりますけれども、今の学校の役割というところで整理している部分で、どのような書き方、示し方ができるのかというのを工夫してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。それでは、時間もだんだん押してきてはいますけれども、それ以外ので。

では、先に坂田委員からお願いいたします。

○坂田裕一委員 何点かあります。私は指針のほうにちょっとチェックを入れてしまったので、指針のページで述べさせていただきたいと思えますが、22ページ、今までほとんど議論されていなかった景観の分野です。ほとんどこの景観の分野は前回の指針と大きくは変わっていないところなのですが、その中で主な現状と課題という中で、わかり合うこととみずからその景観を守るという風土を生み出すことが大切であるというふうに記載されております。これは前回と同じ文言なのですが、私、「もりおか啄木・賢治青春館」とか、それから今始まったばかりの「もりおか町家物語館」の立ち上げと運営にかかわっております。強く感じるのは、歴史的建造物や景観には活かすということが最も大切であると、活

かすという視点がなければ、守ることもわかり合うこともできないというのを強く感じています。もうちょっと前向きで活かすということを論旨として上げられないかというところが1点目です。

それから、28ページ、文化芸術の振興に向けての施策方向の施策のポイントなのですが、②、現在の文化芸術を広く調査・記録・保存し、次代に残す資料整備というのは、これはとても大切なことだろうというふうに思います。特に実演芸術の記録、保存というのは非常に伝統芸能だけではなくて、現代芸術における実演芸術についても調査、記録、保存というのは非常に大きい役割があるのではないかなというふうに思っています。特にも今若い作曲家がいろんな楽曲をつくったり、演劇では戯曲をつくっています。そういったものが商業ベースに乗らないということで、ほとんどもう一回限りで消えてしまうという運命にあるわけですが、沖縄県なんかはこれを積極的にそういうものを保存活用しているというところでストックをさせているみたいですが、本県においてもそういう現代の実演芸術における記録、保存というのも行っていくべきではないかなというふうに思います。

それから、30ページの中の施策の方向の内容に関するところなのですが、④に海外における本県文化芸術の公演・展示などの支援というのがあるのですが、まだまだ本県の文化芸術は海外という前に県外という視点も必要ではないかというふうに思っています。ここに海外及び県外におけるというふうにつけ加えることができないかというふうに考えております。

それからもう一つ必要なのが、文化芸術情報の提供という項目でございますので、その中に文化芸術に係る人材バンクというものが必要ではないかなというふうに思っております。どんな人材がいて、どんな人が活動しているのか。これは先ほども議論になっている文化芸術コーディネーターの活動ともリンクするのですが、やはり文化芸術コーディネーターとしても、全体的な人材の把握というのまではなかなか至らない。もちろん文化芸術コーディネーターに調査させるということも選択肢の一つでいいと思っておりますが、いずれにしてもどういった人材がいるのかという人材バンクの必要があるのではないかなというふうに思っております。

続いて、最後のところですが、31ページですが、文化芸術と県民の交流支援体制の整備のところなのですが、④の若者が発表・鑑賞する新しい文化芸術の振興というふうに挙げられておまして、このことと、それから⑤番の芸術そのものに精通するほか、マーケティング、プロモーション、企画・制作など、芸術の運営に必要なさまざまなことを

熟知し活動する地域人材の育成、この2つはとても大切だなというふうに思っております。

それとともに、私が震災以降感じていることなのですが、沿岸地域と内陸部との文化の交流ということも大きな必要性があるのではないかなというふうに思います。それは、沿岸だけではなくて、県北という、どちらかというところ今までも閉ざされていた地域と言ったら大変失礼、私も県北の生まれなので、言いたくないのですけれども、そういったところと盛岡あるいは県南との交流という視点も必要ではないか。今各地に、これは岩手県は全国の中でも一番多い、遠野物語ファンタジーを初めとする多くの市民劇場が今できています。これは本当に本県が誇るべきコミュニティーの中に文化芸術を入れ込むという大きな成果だったのではないかなと思いますが、この方々が今しばみつつあるところもあります。それはなぜかというところ、自己完結の中で、自分の楽しみだけになってしまっている部分もあるのです。積極的に、実はほかの土地の人にも見てほしいとか、交流したい、市民劇場の間で交流したいという声もあります。そういう交流を、これは市民劇場ではなくて、北上とか矢巾とか、市民オーケストラもありますね。そういったオーケストラとか市民劇場、その文化芸術を通じて新しい活動を起こしている、コミュニティーのための文化芸術活動を起こしている団体の交流の場の設定等の言及があっているのではないかなというふうに思っています。

それとともに、これは自分の活動にも返ってきてしまうのですが、岩手芸術祭のあり方については、この指針の中では全く触れられていないですね。全国でも初めて芸術祭を開かれている、戦後開いた岩手芸術祭の誇りは高いのですけれども、なおかつそれでもまだ盛岡一極集中という流れというか、動きに対する疑問はありつつも、それを崩せないでいるというのが現実です。それとともに、少子高齢化時代の反映で担い手不足、高齢化、それでも若者たちは若者文化というような形で、新しい活動に目を向けています。これまでのクラシック音楽、それから洋画、版画とかというふうなジャンルにはこだわらない表現、いろんなジャンルがまじり合って新しい表現をつくっていくという若者文化に対する、いわゆる交流の可能性というものは、それについても出していく中で、岩手芸術祭、あるいは地域の芸文協の存在のあり方というものも今後議論されていくべきではないかなというふうに考えております。

以上について意見として述べさせていただきました。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。具体的なご提言等もありましたけれども、全部にはあれでしょうけれども、時間の関係もありますので、今坂田委員から出されたこと

について全体的な形でも結構だと思いますので、ご説明いただきます。

○千葉NPO・文化国際課長 ありがとうございます。景観の話ですが、ちょっと今日は担当室課の者が来ていませんので、済みませんが、ちょっと連携をとらせていただきますが、先ほどいただいた人材バンクのお話ですとか、それから内陸と沿岸の交流の話は非常に大事な視点だと思いますので、少し内部で検討させていただければと思います。

芸術祭はよろしいでしょうか。

○松下生涯学習文化課総括課長 芸術祭についてもご指摘いただきまして、伝統的に続いている岩手の芸術のお祭りだということで、私も今年度見させていただきましたけれども、いろんな関係団体が連携しながら、すばらしい舞台をつくり上げているということもありますけれども、一方で先ほどご指摘あった盛岡一極集中とかという課題もあるのかなということもございますので、これからどういうことで取り組んでいけるのか、検討してまいりたいと考えています。

○佐々木民夫会長 では、よろしくお願いたします。

それでは、渡辺委員、お願いたします。

○渡辺靖委員 ありがとうございます。私は、東京からの参加で、そして主に国際関係ということ、国際関係畑に割と身を置いている者で、ソフトパワーのことなんかもよく研究はしているのですが、この資料5の指針を拝見して、例えばページ1にソフトパワーということが書かれていたりとか、それから岩手県の文化や心を積極的に情報発信し、国内外にその評価を定着させていくというくだりがあるのですが、ただソフトパワーをちょっと対角的に研究している人間からすると、岩手県のソフトパワーというのは平泉とか遠野というのは何となく観光資源的には魅力的かもしれませんが、ただ最大のやっぱり、特に国際関係なんかに興味ある人間からすると、最大のソフトパワーというのは震災復興で、特に社会的にはまだインフラが整備していない、復興していないところがあるかもしれませんけれども、文化復興とか、そういった面に関しては、内部にいらっしゃるとこんなところがまだできていないということがいろいろ欠点というか、マイナスの面が目につくのかもしれませんけれども、私はNHKの国際放送の審議会のメンバーもやっています、それでNHKでも結構国際放送で文化的な復興のことを取り上げるのですが、そうすると海外からの反響が非常に強くて、何でこんなことがこんなに早く復興できるのだとかというような、むしろ感嘆の目を持って評価されるのです。やはり岩手県としては、いろんな意味での復興の話というのはあると思いますけれども、文化的な復

興に関して、こんなに早く、ここまでできているという世界的にも結構レアなケースだと思いますので、何かそういうモデルケースみたいなことをもっとソフトパワーとして前面に出して、それをむしろ世界とほかの地域と共有していく、あるいはほかの県と共有していくと。そして、それを通してほかの自治体と交流を、海外の自治体含めて交流をしていくと。そのために例えば姉妹都市を使う、あるいは姉妹都市がなければ新しい関係を、例えば震災の関係があるような自治体と新たに構築していくと。それを通して県内の人が自分たちが取り組んでいる文化的なことというのは、いろいろ不満もあるかもしれないけれども、実は海外からはこんなに評価もされているのだということで、一種の励みにしていけるようなサイクルがうまく回っていけばいいなというふうに思っています。

その面からすると、少し指針の、資料5を今見て話をしているのですけれども、少しそういう面に関する記述が何でこんなに弱くなってしまっているのだろうか、もっと堂々と前を出していけばいいのにと考えたのと、それから国際的な展開という点に関しては、記述が随分と薄くなってしまったなというか、ホームページで情報を発信しますとか、海外公演を支援しますというぐらいの話に非常に矮小化してしまっている印象があったので、岩手県の最大のソフトパワーをもっと、文化を通してもっと発信していくような施策と、それからあと具体的な記述があればなというふうに思います。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○千葉NPO・文化国際課長 ありがとうございます。やはり県の中において見る目と外の方々から見目というのは多分違うのだろうか、私も思いますので、そういった視点を少しこちらとしても取り入れさせていただきたいというふうに存じます。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。それでは、まだ意見があるかと思えますけれども、予定の時間もかなりあれでございますから、もしご発言をきょうできなかった場合には、事務局のほうにお寄せいただければと思っておりますが、そんなことでよろしいでしょうか。

それでは、時間の関係もありますので、県の素案につきましては、貴重なご意見等いただきましたので、今事務局の説明もありましたけれども、それらをさらに深めながら進めていくという形で、次の項に移りたいと思っております。

それでは、3、議事の(2)のパブリック・コメント及び地域説明会の実施について、これについてご説明いただきます。

○千葉NPO・文化国際課長 それでは、資料8、A4の1枚物でございますけれども、ご

覧いただきたいと思えます。一番下にある資料です。

先ほど説明いたしました指針改訂版の素案、資料5の冊子でございますけれども、この内容につきまして県民の皆様のご意見、ご提言を伺う機会、パブリック・コメントというふうに言っておりますけれども、これを実施する予定としてございます。

2番のところに書いてございますけれども、パブリック・コメントの期間は予定ですと12月9日から1月8日までの1カ月間ということでございます。

周知の方法でございますが、県のホームページへの資料掲載、それから報道機関発表、それから各市町村、関係機関への通知ということで実施したいと思っております。

なお、前回の審議会におきまして、文化施設からの意見収集も必要だといったご意見もいただいておりますので、県内の各文化施設宛にも通知するというふうに考えております。

それから、3番の地域説明会ですけれども、パブリック・コメントの期間内に県内7会場において地域説明会を開催する予定としてございます。パブリック・コメントと地域説明会につきましては、別途委員の皆様にも直接通知をさせていただきますけれども、皆様方の関係者の方々というか、周りの皆様方、文化芸術関係のお知り合いの方々などへの周知、広報などのご協力についてもぜひお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。ただいまこれからの予定等について、委員の方々にも周知するということが、パブリック・コメントと地域説明会の実施について説明ありましたが、これにつきまして何かご意見等ございますでしょうか。

「なし」の声

○佐々木民夫会長 それでは、そんな形ですということですので、よろしく願いいたします。

以上できょうの議事は終了となりますので、進行につきましては事務局にお返しいたします。ありがとうございました。

4 その他

○千葉NPO・文化国際課長 ありがとうございます。次に、その他ということがございますけれども、何か委員の皆様からございますでしょうか。

「なし」の声

○千葉NPO・文化国際課長 それでは、事務局から今資料をお配りしておりますけれども、先ほど申し上げましたけれども、いわて若者文化祭というものが今週末、15日、16日の2日間にわたりまして盛岡市のプラザおでって、ななっく、それから肴町商店街で開催するというごさいます。

今年度初の取り組みでございまして、日ごろ若者の皆さんが培った技とか、そういったものを披露していただくという機会を新たにつくったものでございまして、裏に出演団体の皆様方の団体名も書いてございまして。委員の皆様方にもぜひご来場いただいて、若者の皆様の活躍をご覧いただければなということございまして、ご紹介でございました。

それから、次に指針の改訂に係る事務手続についてご説明をさせていただきたいのですが、先ほど説明いたしましたけれども、12月9日からパブリック・コメントを実施することございまして、指針の素案につきましては本日の議論を踏まえながら私どもで再整理いたしまして、会長とご相談をさせていただきまして整理させていただいた上でパブリック・コメントに出すということにさせていただきたいと思っております。

それから、パブリック・コメントの内容を反映しました最終案につきましては、1月上旬に委員の皆さんにご確認をいただいた上で、改めて1月下旬に開催するというごさいます。次の審議会で知事への答申を行うという型式にしたいと考えてございまして、いかがでございでしょうか。

○佐々木民夫会長 後段のほうのこれからの次回に向けての、今日のご意見であったり、それ以外のさまざまなものについては私の方と事務局の方で案を練り直させていただきたいということですし、その後審議会で知事への答申という形で行うということですが、今、手続、これからの進め方について提案ありましたけれども、ご意見ございでしょうか。よろしいでしょうか。

坂田委員。

○坂田裕一委員 パブリック・コメントとの関係なのですが、スケジュールを見ていると12月から文化芸術創造アドバイザーの意見聴取というのがあるのですが、それ以外の岩手を代表する芸術文化の有識者、例えば高橋克彦さんであるとか、あるいは海外、県内、県外で活躍なさっている文化関係者にご意見を聞くとかということは考えられないでしょうか。

○千葉NPO・文化国際課長 どなたに具体的にするかということとは別として、有識者の

方々にお話を聞く機会というのは持とうと思っておりますので、幅広く意見をお伺いしたいと思います。

○佐々木民夫会長 あとはよろしいでしょうか。以上ですね。

○千葉NPO・文化国際課長 ありがとうございます。それでは、先ほど申しましたとおり、次回の審議会でございますが、1月下旬ということで開催させていただきまして、その中で知事への答申ということにさせていただければと思います。

日程でございますが、開催日を改めて皆様方と調整させていただきますので、よろしくお願いたします。

5 閉 会

○千葉NPO・文化国際課長 それでは、本日の審議会につきましては、これをもちまして閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。